

東村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

令和2年6月19日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定住促進住宅申込書等)

第2条 条例第8条第1項に規定する定住促進住宅入居申込書は、第1号様式によるものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第7条各号のいずれかに該当する者のうち村長が特に認める者については、この限りでない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書
- (4) その他村長が必要と認める書類

3 村長は、条例第8条の申込みに対しその入居を決定したときは、その旨を定住促進住宅入居決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(請書)

第3条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、第3号様式によるものとする。

2 前項の請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明
- (2) 連帯保証人の所得を証明するに足りる書類
- (3) 連帯保証人の納税証明書

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、条例第10条第1項第1号に規定する要件のほか、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 債務を負担する資力があること。
- (2) 現に定住促進住宅、村営住宅等に入居していない者であること。

(連帯保証人の変更届)

第5条 入居者が、請書を提出した後、連帯保証人の死亡、県外転出又は辞任の申出等により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届(第4号様式)に請書を添付し

て村長に提出しなければならない。

- 2 入居者は、連帯保証人が住所を変更したときは、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(同居の承認等)

第6条 入居者は、条例第11条の規定により、当該定住促進住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、定住促進住宅同居承認申請書(第5号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 同居しようとする者の住民票の写し
- (3) 誓約書(第6号様式)

- 3 村長は、第1項の申請に対して承認したときは、その旨を定住促進住宅同居承認通知書(第7号様式)により入居者に通知するものとする。

(同居者の異動届)

第7条 入居者は、同居者が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに定住促進住宅同居者異動届(第8号様式)に異動を証する書類を添付して村長に届け出なければならない。

- (1) 同居者が転出したとき。
- (2) 出生したとき。
- (3) 同居者が死亡したとき。
- (4) 同居者が婚姻したとき。
- (5) その他

(入居者の名義変更)

第8条 入居者が条例第12条の規定により次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該同居の親族が引き続き当該定住促進住宅に居住しようとするときは、定住促進住宅入居者名義変更申請書(第9号様式)を村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 他に転出したとき。

- 2 村長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を定住促進住宅名義変更承認通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

(敷金の還付)

第9条 入居者が住居を立ち退き、敷金の還付を受けようとするときは、敷金還付請求書(第

11号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、入居者が住居を立ち退いた場合において、条例第16条第2項ただし書の規定により未納の家賃又は損害賠償金を敷金から控除したときは、敷金控除明細書(第12号様式)を添えて、残金を還付するものとする。

(修繕願)

- 第10条 入居者は、定住促進住宅について、修繕(条例第18条第1項に限る。)の必要を生じた場合は、定住促進住宅修繕願(第13号様式)を村長に提出しなければならない。

(住宅を使用しないときの提出)

- 第11条 条例第20条第3項の規定により住宅を使用しないときの届出をしようとするときは、定住促進住宅一時不使用届(第14号様式)を、村長に提出しなければならない。

(模様替え及び増築の承認)

- 第12条 条例第20条第6項ただし書の規定により模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、定住促進住宅模様替(増築)承認申請書(第15号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を定住促進住宅模様替(増築)承認通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。

(用途併用の承認)

- 第13条 条例第20条第5項ただし書の規定により用途併用の承認を受けようとするときは、定住促進住宅用途併用承認申請書(第17号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を定住促進住宅用途併用承認通知書(第18号様式)により申請者に通知するものとする。

(明渡しの請求)

- 第14条 村長が、条例第21条第1項に規定する明渡しを請求するときは、定住促進住宅明渡し請求書(第19号様式)を入居者に通知するものとする。

(明渡しの届出)

- 第15条 入居者が、条例第22条第1項に規定する明渡しをしようとするときは、定住促進住宅明渡し届(第20号様式)を村長に提出しなければならない。

(入居期間延長の申出等)

- 第16条 条例第5条第3項の規定による申出をしようとする者は、東村定住促進住宅入居期間延長申出書(第21号様式)に、その理由を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申出があったときは、その可否を決定し、入居期間延長承認通知書(第22号様式)により、その申出をした者に通知するものとする。

3 条例第5条第4項の延長の期間は、別表のとおりとする。

(定住促進住宅監理員の任命及び職務)

第17条 村長は、村職員のうちから定住促進住宅監理員を任命する。

第18条 定住促進住宅監理員は、次の職務を行わなければならない。

- (1) 定住促進住宅の管理
- (2) 定住促進住宅管理人の指導監督
- (3) 立入検査
- (4) その他定住促進住宅管理に関し村長が指示すること。

(定住促進住宅管理人の委嘱)

第19条 定住促進住宅管理人は、入居を許可された者で次の要件を備えているもののうちから、村長が委嘱する。

- (1) 定住促進住宅の管理を行う能力を有し、かつ、管理人として適当と認められる者
- (2) 身元が確実な者

(定住促進住宅管理人の職務)

第20条 定住促進住宅管理人は、定住促進住宅監理員の指導監督を受け、次の職務を行わなければならない。

- (1) 公的秩序に関すること。
- (2) 共益費に関すること。
- (3) その他定住促進住宅管理上必要な事項

(定住促進住宅管理人の解任)

第21条 村長は、定住促進住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 病気等のため職務の執行が不可能であると認めたとき。
- (2) 定住促進住宅管理人が当該定住促進住宅から他に転居したとき。
- (3) その他村長が定住促進住宅管理人として不適當であると認めたとき。

(立入検査証)

第22条 条例第24条第3項に規定する身分を示す証票は、定住促進住宅立入検査証(第23号様式)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。